

令和7年9月19日現在

令和7年8月大雨災害による 被災農林漁業者の皆様への支援対策一覧

農地利用効率化等支援交付金：優先採択 (令和7年8月大雨営農再開支援事業：農業用機械・施設等復旧支援)

国交付金

1 事業内容

令和7年8月の大雨により被害を受けた、農業用施設（附帯施設含む）・機械等の再建・修繕等を支援

2 支援内容

農産物の生産・出荷に必要な施設（農業用ハウス、果樹棚、畜舎、加工施設等）の再建・修繕・補強や、農業用・加工用機械の取得・修繕に係る費用を補助

3 支援対象者

被災農業者（地域計画の目標地図に位置付けられた者）

4 事業実施主体

市町村

5 負担割合

被災した施設※1、農業用機械等の修繕・再取得

国 3／10以内、県 2／10以内（市町村と同率を補助）、
市町村 2／10以内

※1 園芸施設共済加入者は共済金の国費相当額と合わせて1/2相当、未加入者は算出基礎

6 留意事項

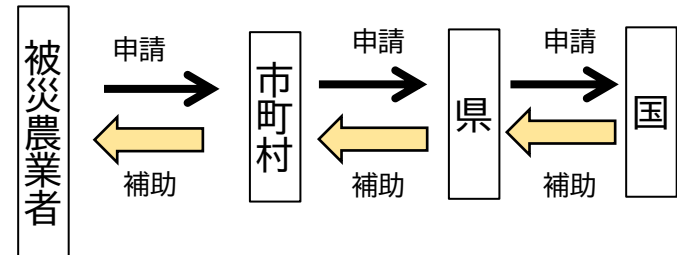
修繕等の事前着工については、支援対象者毎に、次の資料を保存

- ・施設等の被害の状況が分かる書きものや写真等
- ・事業の対象となる取組に係る発注書、納品書、請求書などの書類

7 問合せ先

熊本県農林水産部生産経営局 担い手支援課 ☎096-333-2382

事業フロー



令和7年8月6日からの大雨対応産地緊急支援事業（国事業）

令和7年8月大雨営農再開支援事業（県事業）

国、県補助事業

1 事業内容

令和7年8月6日からの大雨により甚大な被害を受けた地域において、被災した農業者が営農再開のために行う取り組みを支援

2 支援内容

1) 資材の調達等支援（国事業、県事業）

- ・ 営農再開に必要なとなる生産資材（種子・種苗等）を調達する取り組み

2) 栽培環境整備（国事業、県事業）

- ・ 被災を伴い必要となる作物残さの撤去（保管中に浸水被害を受けた農作物残さを含む。（国事業のみ））、追加的な施肥・防除等の取り組み

3 支援対象者

被災農業者

4 事業実施主体

国事業：県、市町村、農業者の組織する団体等

※受益農家が3戸以上

県事業：被災農業者

5 負担割合

国又は県：1／2以内、定額

6 留意事項

被災写真、事業費積算根拠、請求書等を保存

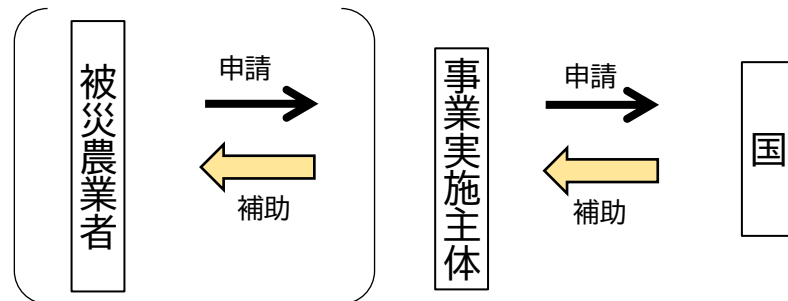
7 問合せ先

熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課

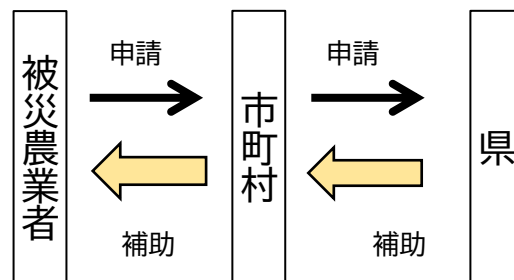
☎096-333-2392

事業フロー

国事業の場合



県事業の場合



令和7年8月6日からの大雨対応産地緊急支援事業（集出荷施設等における出荷円滑化等支援） 国直採事業

1 事業内容

令和7年8月6日からの大雨により甚大な被害を受けた地域において、被災した集出荷施設の仮復旧等への取組みを支援

2 支援内容

1) 施設の仮復旧等

被災により機能が低下した集出荷施設等について、簡易修繕等により一時的に機能を回復させる取組み

2) 周辺集出荷施設等の活用

被災した集出荷施設等に集荷した農産物を周辺の集出荷施設等での選果・加工等のために輸送する取組み等

3 支援対象者

県、市町村、農業者の組織する団体、公社等
(受益農家が3戸以上である集出荷施設等の所有者又は運営主体)

4 事業実施主体

県、市町村、農業者の組織する団体、公社等
(受益農家が3戸以上である集出荷施設等の所有者又は運営主体)

5 負担割合

1) 国 1/2 以内、2) 国 定額

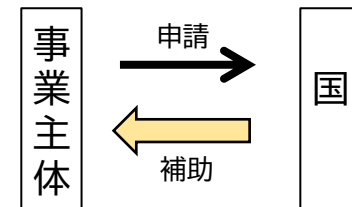
6 留意事項

被災写真、事業費の積算根拠、請求書等を保存

7 問合せ先

熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課
☎096-333-2387

事業フロー



持続的生産強化対策事業

国直採事業

1 事業内容

令和7年8月6日から大雨により被害を受けた被害果樹の植替えやこれにより生じる幼木の管理等の取組みを支援

2 支援内容

植替えや幼木の管理に係る経費の支援

3 支援対象者

被災農業者

(果樹産地構造改革計画に位置付けられている担い手や計画に参画している農業者)

4 事業実施主体

果樹振興特措法に基づく都道府県法人

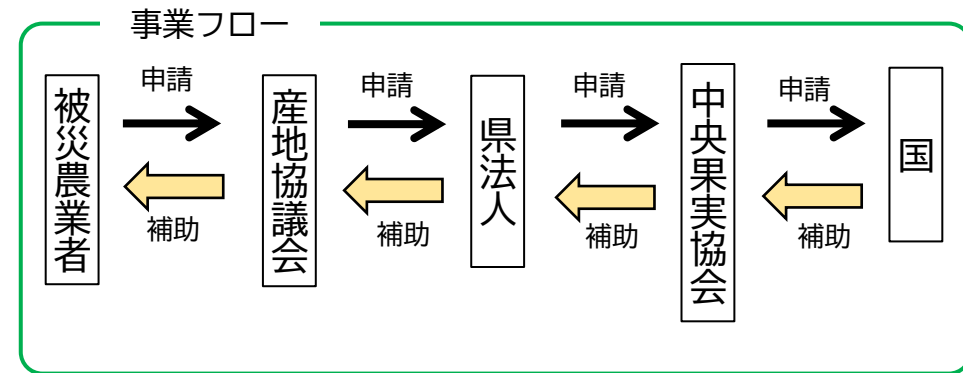
5 負担割合

国：定額

農家：事業費と補助額の差額

<植替えや幼木の管理に係る経費>

- ・ 23万円/10a (みかん等のかんきつ)
- ・ 17万円/10a (ぶどう、もも、なし等の落葉樹)
- ・ 33万円/10a (かき、なしのジョイント栽培等) 等
- ・ 幼木の管理経費：22万円/10a



6 留意事項

被災写真、作業日誌等の証拠書類を保存

7 問合せ先

熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課 ☎096-333-2393

※自然災害時の特例として、以下の支援が可能。

- ・ 被害果樹の同一品種（産地の振興品種）への植替え
- ・ 被害を受けた樹体ごとの「スポット的な植替え」
(被害を受けた樹体を含めた植替えの総面積が農家単位で概ね2a以上)

畜産経営災害等総合対策緊急支援事業

ALIC事業

1 事業内容

被災した畜産農家の経営継続・経営再開のための取組みを支援することをもって我が国の畜産生産基盤の維持・強化及び畜産物の安定供給に資する。

2 支援内容

- 1) 畜舎の損壊等に伴う簡易畜舎等の整備（既存牛舎の増築を含む）
- 2) 畜舎の損壊等による緊急的な避難に伴う家畜及び飼料等の輸送、管理委託
- 3) 畜舎の損壊等により死亡、廃用又はやむを得ず売却した家畜に代わる家畜の導入
- 4) 畜舎の損壊等に伴う牛舎、飼養管理のための附帯施設・機械の補改修等（土砂・がれき等の撤去を含む）
- 5) 乳房炎防止対策や非常用電源の確保
- 6) 代替粗飼料の確保対策

3 支援対象者

畜産農家

4 事業実施主体

農業団体等

5 負担割合

定額、1/2以内

6 留意事項

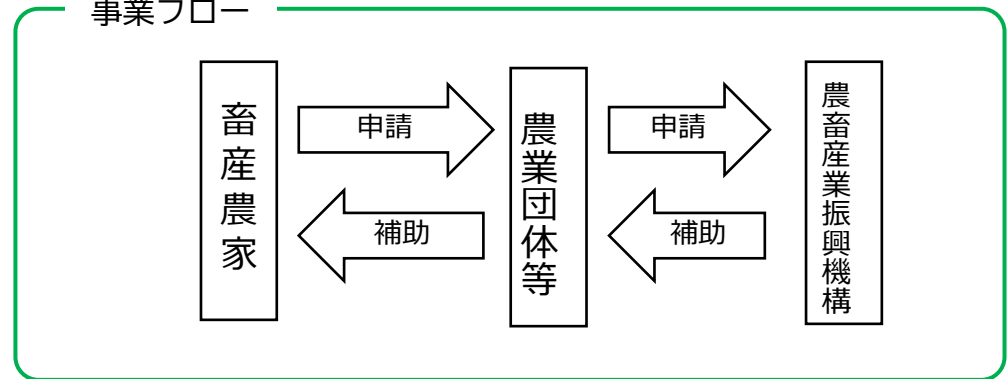
事業実施主体となるためには農畜産業振興機構への申請等が必要

7 問合せ先

熊本県農林水産部生産経営局 畜産課

☎096-333-2398

事業フロー



農林水産業共同利用施設災害復旧事業

国補助事業

- 1 事業内容
異常な自然災害により被災した農業共同利用施設の復旧を支援
- 2 支援内容
共同利用施設（ライスセンター、農業倉庫、集出荷場、農機センター等）の復旧工事費用の補助
※耐用年数の1.4倍を経過していない施設に限る
（ただし、農業倉庫は耐用年数の1.4倍を超えるものであっても満50年を経過していないものは対象）
- 3 事業実施主体
農業協同組合、農事組合法人、地方公共団体等
- 4 負担割合 （一般災害）国 2割、（激甚災害）国 5割、（告示地域）国 9割

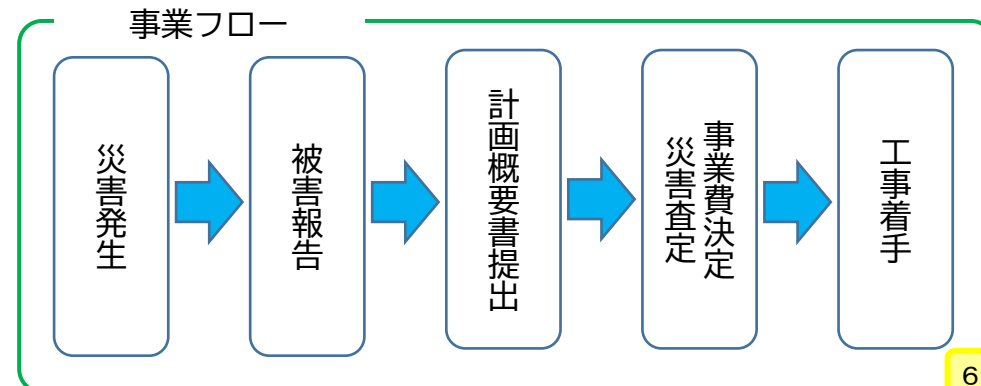
		採択基準	補助率	
			40万円までの部分	40万円を超える部分
一般災害		40万円以上	2/10	
激甚災害	告示地域	13万円以上	4/10	9/10
	その他の地域	40万円以上	3/10	5/10

※9月8日現在
激甚指定（激甚法第6条）指定
無し、告示地域指定無し

※告示地域とは、激甚災害指定地域のうち、特別の財政支援を行う市町村として農林水産大臣が告示した地域。

- 5 事業の流れ
 - ・発災後7日以内に国へ被害報告。
 - ・発災後、2カ月を目途に計画概要書を国に提出。
 - ・国の災害査定により事業費が決定。
 - ・早急に工事が必要な場合は査定前着工が認められる。

- 6 問合せ先
熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課
☎ 096-333-2387



農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業
農業信用保証保険基盤強化事業

国事業

- 1 事業内容（激甚災害に指定された場合に、本事業の対象災害として指定される見込み）
 - ・被災農業者の事業維持・継続のため、金融機関を通じて資金を借入れた場合に金利負担を軽減する。
 - ・被災農業者の事業維持・継続のため、金融機関を通じて資金を借入れた場合の保証料負担を軽減する。
- 2 支援内容
 - 金利負担：農業近代化資金、農林漁業セーフティネット資金、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）等の借入金について当初5年間実質無利子化（ただし、2%を上限）
 - 保証料：農業近代化資金等の借入れ時の債務保証に係る保証料について当初5年間免除
- 3 支援対象者
 - 以下の（1）及び（2）の要件を満たす者
 - （1）被災農業者であること（罹災証明書等の市町村長による被災の証明を受けていること）
 - （2）実質無利子化及び保証料免除については、激甚災害であること
- 4 問合せ先
 - 農業近代化資金について：
最寄りのJAバンク等
 - 農林漁業セーフティネット資金及び農業経営基盤強化資金について：
日本政策金融公庫相談窓口 ☎096-353-3104

林業施設整備等利子助成事業 林業・木材産業災害復旧対策保証

国事業

1 事業内容

- ・被災林業者の事業維持・継続のため、金融機関を通じて資金を借入れた場合に金利負担を軽減する。
- ・被災林業者の事業維持・継続のため、金融機関を通じて資金を借入れた場合の保証料負担を軽減する（激甚災害に指定された場合に、本事業の対象災害として指定される見込み）。

2 支援内容

金利負担：日本政策金融公庫の農林漁業セーフティネット資金、農林漁業施設資金等の借入金について
当初10年間実質無利子化（ただし、2%を上限）

保証料：復旧及び資金繰り安定化のための借入金について債務保証を当初5年間免除

3 支援対象者

以下の（1）及び（2）の要件を満たす者

- （1）被災林業者であること（罹災証明書等の市町村長による被災の証明を受けていること）
- （2）保証料免除については、激甚災害であること

4 問合せ先

日本政策金融公庫相談窓口 ☎096-353-3104

漁業経営基盤強化金融支援事業
全国漁業信用基金協会保証事業

国事業

1 事業内容

- ・被災漁業者の事業維持・継続のため、金融機関を通じて資金を借入れた場合に金利負担を軽減する。
- ・被災漁業者の事業維持・継続のため、金融機関を通じて資金を借入れた場合の保証料負担を軽減する（激甚災害に指定された場合に、本事業の対象災害として指定される見込み）。

2 支援内容

金利負担：漁業近代化資金、農林漁業セーフティネット資金、農林漁業施設資金等の借入金について
当初5年間実質無利子化（ただし、2％を上限）
保 証 料：漁業近代化資金の借入れ時の債務保証に係る保証料について当初5年間免除

3 支援対象者

以下の（１）及び（２）の要件を満たす者

- （１）被災漁業者であること（罹災証明書等の市町村長による被災の証明を受けていること）
- （２）保証料免除については、激甚災害であること

4 問合せ先

農林漁業セーフティネット資金、農林漁業施設資金について：
日本政策金融公庫相談窓口 ☎096-353-3104
漁業近代化資金について：
農林中央金庫熊本支店 ☎096-353-1148

農地災害復旧事業、農業用施設災害復旧事業

国庫補助事業

1 事業内容

令和7年8月の大雨により被害を受けた、農地や農業用施設について、早急な復旧工事を行い、営農の維持、並びに経営の安定を図る。

2 支援内容

市町村や土地改良区が、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づいて実施する、農地・農業用施設の災害復旧

3 支援対象者

被災した農地や農業用施設の受益者

要件等

- ・ 1箇所の工事の費用が40万円以上
- ・ 農業用施設は関係受益戸数2戸以上 等

4 事業実施主体

県、市町村、土地改良区

5 負担割合

1) 基本補助率(補助残は市町村、地元農家等が負担) (事業主体が県の場合は、県が補助残の1/2を負担)

(農地) 国 50%

(農業用施設) 国 65%

2) 基本補助率のかさ上げ

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助に関する法律第3条第3項による、1)の補助率のかさ上げ

3) 激甚法によるかさ上げ

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく、2)の補助率のかさ上げ

※ただし、被災状況等により補助率は異なる

【参考】激甚指定された場合の過去5箇年の実績補助率【全国平均】(農地) 国：97.0%

6 問合せ先

各市町村の農地・農業用施設担当課

管轄の県広域本部(地域振興局)農地整備課

熊本県農林水産部農村振興局 農地整備課 ☎096-333-2417

多面的機能支払事業

国交付金

1 事業内容

令和7年8月の大雨で被害を受けた下記4の活動組織が管理する農用地等に対する応急措置を行う。

2 支援内容

- 1) 下記4の活動組織が活動計画書に位置付けている「保全管理する区域内的の農用地、水路、農道、ため池」において、「被災により堆積した土砂・流木等の撤去等の応急措置」を共同活動の支援対象とできる。
- 2) 小規模な被災箇所の補修や復旧等に、交付金を重点的に活用することができる。この場合、計画していた今後の活動ができず活動要件を満たすことが困難となっても、交付金の返還を免除。また、災害対応に十分な資金がない場合は、別の対象組織から交付金の融通を受けることが可能。
※2)を実施する場合は、予め、市町村の担当課へご相談をお願いします。

3 支援対象者

多面的機能支払事業で農地維持活動に取り組んでいる下記4の活動組織

※活動計画書に「異常気象時の対応」の記載が必要

4 事業実施主体

- 1) 農業者のみ又は農業者及びその他の者で構成される活動組織
- 2) 上記の活動組織で構成される広域活動組織

5 負担割合

国 1/2、県 1/4、市町村 1/4

6 留意事項

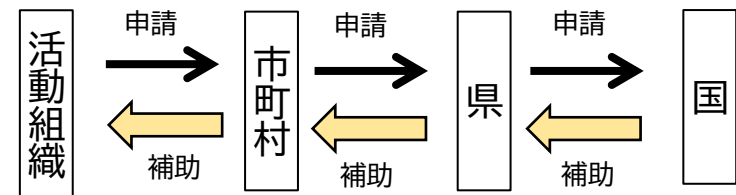
多面的機能支払事業に取り組んでいることが前提

7 問合せ先

熊本県農林水産部農村振興局 むらづくり課

☎096-333-2415

事業フロー



農地災害関連区画整備事業

国庫補助事業

1 事業内容

令和7年8月の大雨により被害を受けた農地の復旧に併せて、隣接する農地等を含めて区画形質を変更し、被災原因の除去を行うことにより、再度災害を防止し、農業経営の安定と国土の保全を図る。

2 支援内容

一連の農地が被災し、その被害の程度が甚大であって、災害復旧事業の施行のみでは十分な効果が期待できない場合に、再度災害を防止するため、被災した農地及び農業用施設の復旧と併せて、隣接する農地等を含めて、一定の計画に基づき総合的かつ一体的に区画整理を行う。

3 支援対象者

被災した農地及び農業用施設の受益者

4 事業実施主体

県、市町村、土地改良区等

5 負担割合

1) 国庫補助率 50% (補助残は県、市町村、地元農家等が負担)

2) (農業用施設のみ) 激甚法によるかさ上げ

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく、1) の補助率のかさ上げ

※ただし、被災状況等により補助率は異なる

要件等

- ・再度災害防止のために行うものであること
- ・受益戸数2戸以上
- ・工事費400万円以上
- ・他の改良計画がないもの
- ・事業効果が大きいこと (全体事業費のうち農地整備の費用<復旧限度額)
- ・国庫補助残の1/2以上を地方公共団体が負担 等

6 留意点

- ・原則、3ヶ年以内に完了し、併せて施行する災害復旧事業の被災面積及び工事費を超えないものと規定されている
- ・通常事業 (農業競争力強化農地整備事業、中山間地域農業農村総合整備事業、農地耕作条件改善事業、等) の活用も検討する必要がある

7 問合せ先

各市町村の農地・農業用施設担当課

管轄の県広域本部 (地域振興局) 農地整備課

熊本県農林水産部農村振興局 農地整備課 (☎096-333-2417)

農業用施設災害関連事業

国庫補助事業

1 事業内容

令和7年8月の大雨により被害を受けた農業用施設の復旧と併せて、被災部分と関連する隣接残存施設等を改築または補強する工事を行い、再度災害の防止を図る。

2 実施内容

被災箇所の復旧と併せて行う、再度災害の防止に必要な最小限度の工事

(例) 【ため池】上流部土留、堤体嵩上げ・補強、等 【頭首工】構造・工法・位置の変更、取水口改修、統合、等
【用水路】構造・工法・位置の変更、等 【排水路】かさ上げ、通水断面拡大、脆弱箇所の補強、等
【農道】法面補強、脆弱箇所の補強、横断暗渠改良、等

3 支援対象者

被災した農業用施設の受益者

要件等

- ・再度災害防止のために行うものであること
- ・受益戸数2戸以上
- ・工事費200万円以上、かつ復旧工事費以内
- ・他の改良計画がないもの
- ・事業効果が大きいこと

4 事業実施主体

県、市町村、土地改良区等

5 負担割合

1) 国庫補助率

50% (補助残は県、市町村、地元農家等が負担)

2) 激甚法によるかさ上げ

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく、1)の補助率のかさ上げ

※ただし、被災状況等により補助率は異なる

6 留意点 通常事業 (水利施設等保全高度化事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業、等) の活用も検討する必要がある。

7 問合せ先

各市町村の農地・農業用施設担当課

管轄の県広域本部 (地域振興局) 農地整備課

熊本県農林水産部農村振興局 農地整備課 (☎096-333-2417)

地すべり防止施設災害復旧事業

国庫補助事業

1 事業内容

令和7年8月の大雨により被害を受けた、地すべり等防止法に基づく地すべり防止施設について、早急な復旧工事を行い、農地等の保全や農村生活の安定を図る。

2 支援内容

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づいて実施する地すべり防止施設の災害復旧

3 支援対象者

地すべり防止区域内にある農地・農業用施設の受益者、地すべり防止区域内の住民

4 事業実施主体

県

要件等

・ 1 か所の工事費が120万円以上のもの

5 負担割合

1) 国庫補助率（補助残は県負担）

2／3（県の公共土木施設の災害復旧事業費の総額のうち、県の標準税収入の1／2までの部分）

3／4（県の公共土木施設の災害復旧事業費の総額のうち、県の標準税収入の1／2を超え2倍までの部分）

4／4（県の公共土木施設の災害復旧事業費の総額のうち、県の標準税収入の2倍を超える部分）

2) 激甚法によるかさ上げ

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく、1)の補助率のかさ上げ

※ただし、被災状況等により補助率は異なる

6 問合せ先

各市町村の農地・農業用施設担当課

管轄の県広域本部（地域振興局）農地整備課

熊本県農林水産部農村振興局 農地整備課（☎096-333-2417）

災害関連緊急地すべり対策事業

国庫補助事業

1 事業内容

令和7年8月の大雨により、地すべり防止区域において地すべりが発生し、農地等の保全や農村生活の安定を図るために、緊急に対策が必要な箇所において、地すべり防止工事を行う。

2 支援内容

農地保全に係る地すべり等防止事業実施要綱等に基づく緊急な地すべり防止工事の実施

3 支援対象者

地すべり防止区域内にある農地・農業用施設の受益者、地すべり防止区域内の住民

4 事業実施主体

県

5 負担割合

補助率（補助残は県負担）
国 50%

6 問合せ先

各市町村の農地・農業用施設担当課
管轄の県広域本部（地域振興局）農地整備課
熊本県農林水産部農村振興局 農地整備課（☎096-333-2417）

要件等

- ・ 1か所の工事費が600万円以上のもの
及び
- ・ 災害復旧工事に先行して施工が必要なもの、
または公共の利害に関連があるもの

（人家10戸以上、農地10ha以上、受益100ha以上の農業用施設への被害、等）

災害関連農村生活環境施設復旧事業

国庫補助事業

1 事業内容

令和7年8月の大雨により被害を受けた、農村生活環境施設（農業集落排水施設、営農飲雑用水施設、農村公園施設、集落防災安全施設、等）について、早急な復旧工事を行い、農村生活の維持を図る。

2 支援内容

農地・農業用施設災害復旧事業を実施する市町村内で、同一災害により被災した農村生活環境施設の災害復旧を支援

3 支援対象者

被災した農村生活環境施設の利用者

要件等

- ・受益戸数2戸以上。
- ・工事費200万円以上
- ・維持工事ではないもの
- ・設計・施工不良や維持管理不良に起因する災害でないもの 等

4 事業実施主体 市町村、土地改良区等

5 負担割合

1) 国庫補助率

基本補助率 国50%

2) 激甚法によるかさ上げ 国80%

【農業集落排水施設の場合】

当該激甚災害に係る集落排水施設に該当する施設の災害復旧事業費の合計が6,000万円以上、又は当該激甚災害を受けた当該年度の標準税収入の10%以上である場合

【営農飲雑用水施設、農村公園施設、集落防災安全施設、情報基盤施設の場合】

当該激甚災害に係る営農飲雑用水施設等に該当する施設の災害復旧事業費の合計が6,000万円以上、又は当該激甚災害を受けた当該年度の標準税収入の10%以上である場合

6 留意点

応急工事費も補助対象となる（規模や内容等の要件あり）

7 問合せ先

各市町村の農村生活環境施設担当課

管轄の県広域本部（地域振興局）農地整備課

熊本県農林水産部農村振興局 農地整備課（☎096-333-2417）

鳥獣被害防止対策・ジビエ利活用加速化事業

国交付金

1 事業内容

令和7年8月の大雨で破損・流失した、過去に整備した被害防止のための侵入防護柵やジビエ処理加工施設の復旧・再整備を支援する。

2 支援内容

- 1) 野生鳥獣による農作物被害を防止するための侵入防止柵（電気柵・ワイヤーメッシュ柵等）の復旧・再整備
- 2) 被害防止目的で捕獲されたイノシシ等の野生動物をジビエとして処理、加工するための施設の復旧・再整備

3 支援対象者

地域協議会（市町村、農業者団体、その他構成員等）

4 事業実施主体

地域協議会又は市町村

5 負担割合

国 定額※、1／2等

※自力施工の場合、資材費のみ定額支援

6 留意事項

市町村が定める被害防止計画に位置付けられている対策に係る施設であること

7 問合せ先

熊本県農林水産部農村振興局 むらづくり課

☎096-333-2378

事業フロー

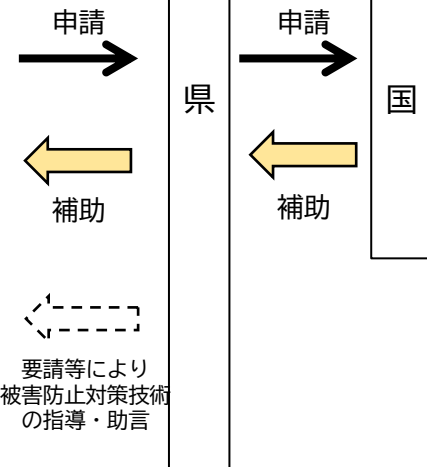
地域協議会

【事業メニュー】

- (1) 鳥獣被害防止施設（電気柵、ネット柵、WM柵、金網柵等）
- (2) 処理加工施設（ジビエ加工、焼却、減容化等）
- (3) 捕獲技術高度化施設（射撃場の整備等）

【補助率】

国：1/2（6法（山村・過疎・離島・半島・特定農山村・棚田）指定地域は55/100）、（1）は自力施工の場合、資材費のみ定額（上限単価あり）



被災木材加工流通施設等復旧対策

国交付金

1 事業内容

林業・木材産業循環成長対策交付金により、被災した木材加工流通施設や林業機械、特用林産振興施設等の撤去・復旧・再整備を支援する。

2 支援内容

1) 被災した木材加工流通施設、特用林産振興施設、高性能林業機械等の再整備
(被災施設等の解体・撤去を含む。)

2) 被災した木造公共建築物等(農林水産省の補助金等により整備した木造建築物等に限る。)の再整備

3 事業実施主体

森林組合、林業者の組織する団体 など

4 負担割合 国 1/2 以内

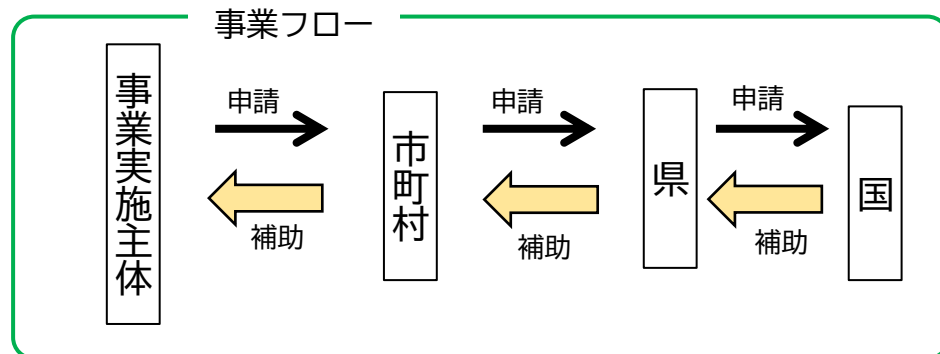
5 留意事項

施設の被害に関する書きものや被害の状況がわかる写真等を保存

6 問合せ先

熊本県農林水産部森林局 林業振興課

☎096-333-2446



現年林道災害復旧事業

国庫補助事業：林道施設災害復旧事業

- 1 事業内容
梅雨前線豪雨等により発生した林道施設災害の早期復旧を図る。
- 2 支援内容
市町村が実施する林道災害復旧への支援
- 3 支援対象者
市町村等
- 4 事業実施主体
市町村等
- 5 負担割合
(奥地^(注1)) 国：65%、市町村等実施主体35%（基本補助率）
(その他) 国：50%、市町村等実施主体50%（基本補助率）
(注1) 奥地は、利用区域内の森林面積が500ヘクタール以上ある路線
※激甚指定による、かさ上げ措置あり。ただし、被害規模等により補助率は異なる
【参考】激甚指定された場合の過去5箇年の実績 国：50～99.6%

- 6 留意事項
被害発生後、所定の期間に被害報告が必要
- 7 問合せ先
熊本県農林水産部森林局 林業振興課
☎096-333-2445

要件等

- ・ 民有林林道台帳に登載された林道で、利用区域面積が30ヘクタール以上、延長500メートル以上などの要件がある。
- ・ 1箇所の工事費用が40万円以上のものが対象。

緊急治山事業

国庫補助事業

1 事業内容

令和7年8月大雨災害により発生した山地災害について、再度災害の防止及び下流域の保全を図るため、緊急に復旧整備を行う。

2 支援内容

1) 山地崩壊箇所の復旧

県が実施する山地崩壊箇所の復旧工事

3 事業実施主体

県

4 負担割合 国 2/3、県 1/3

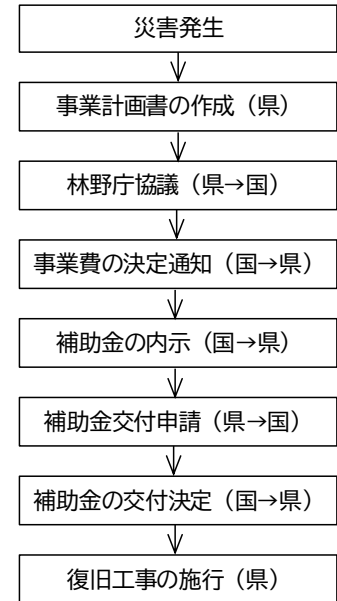
5 留意事項 保安林であること、又は保安林に指定されることが確実であること

6 問合せ先

熊本県農林水産部森林局 森林保全課

☎096-333-2452

<事業フロー>



事業フロー、要件等

1 事業フロー 右上図を参照

2 事業要件

次に該当し、1箇所当たりの事業費が600万円以上

- 重要な災害復旧工事の遂行に特に先行して施行する必要があるもの
- 公共の利害に密接な関係を有し、民生上放置しがたいもの

単県治山事業（県営事業）

県事業

1 事業内容

令和7年8月大雨災害により発生した山地災害について、保安林等における山地災害のうち、国庫補助の対象とならない荒廃地の復旧や被災治山施設の災害復旧などを行う。

2 支援内容

- 1) 保安林等における山地崩壊箇所の復旧
県が実施する山地崩壊箇所の復旧工事
- 2) 被災した治山施設の災害復旧
県が実施する被災施設の復旧工事

3 事業実施主体

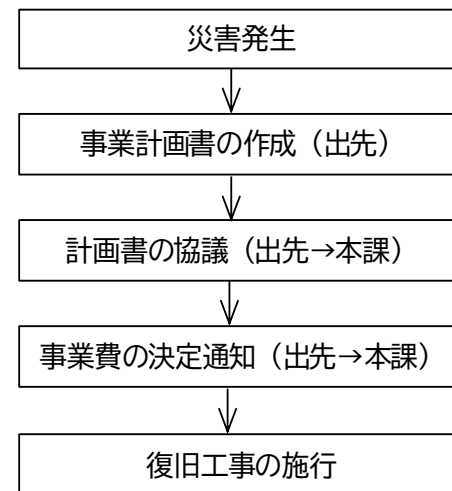
県

4 負担割合 県 10/10

5 問合せ先

熊本県農林水産部森林局 森林保全課
☎096-333-2452

<事業フロー>



事業フロー、要件等

1 事業フロー
右上図を参照

2 事業要件

次の各号の一つに該当するもの

- 保安林等の林地の復旧に係るもの
- 国庫補助（負担法）の対象とならない災害復旧
- 治山施設に隣接した崩壊地等の復旧に係るもの など

単県治山事業（市町村営事業）

県事業

1 事業内容

令和7年8月大雨災害により発生した山地災害について、保安林等の区域以外における山地災害のうち、国庫補助の対象とならない荒廃地等の復旧を市町村が事業主体となって行うもの。

2 支援内容

1) 山地崩壊箇所等の復旧

市町村が実施する山地崩壊箇所の復旧工事に対する補助

3 支援対象者

市町村

4 事業実施主体

市町村

5 負担割合

県地域防災計画登載箇所	2/3
市町村地域防災計画登載箇所	1/2

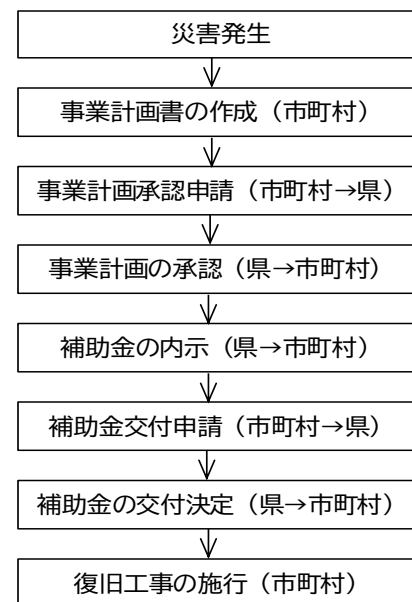
6 留意事項

事業箇所が県又は市町村の地域防災計画に登載されていること

7 問合せ先

熊本県農林水産部森林局 森林保全課
☎096-333-2452

<事業フロー>



事業フロー、要件等

1 事業フロー

右上図を参照

2 事業要件

工事費が100万円以上で次の各号の一つに該当するもの

- 公共施設（道路、学校、病院、公民館等）を保全するもの
- 家屋2棟以上を保全するもの
- ため池、用排水施設、農地2ha以上を保全するもの など

現年治山災害復旧事業（県営事業）

国庫補助事業

1 事業内容

令和7年8月大雨災害により被災した治山施設の災害復旧を行う。

2 支援内容

1) 被災施設の災害復旧

被災した治山施設（県管理）の災害復旧工事

3 事業実施主体

県

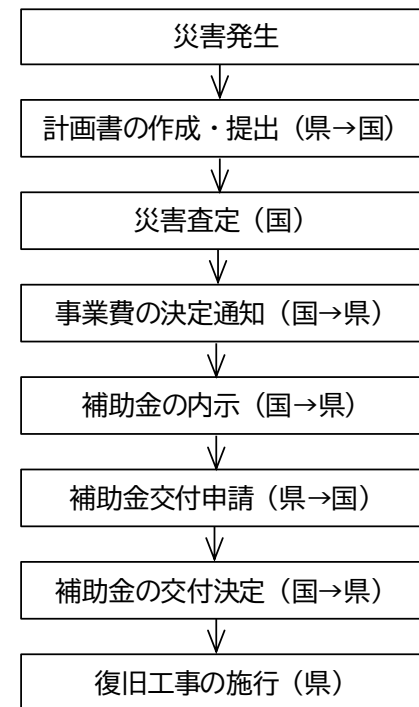
4 負担割合 国 0.667、県 0.333

5 問合せ先

熊本県農林水産部森林局 森林保全課

☎096-333-2452

<事業フロー>



事業フロー、要件等

1 事業フロー
右上図を参照

2 事業要件

次のすべての条件を満たすもの

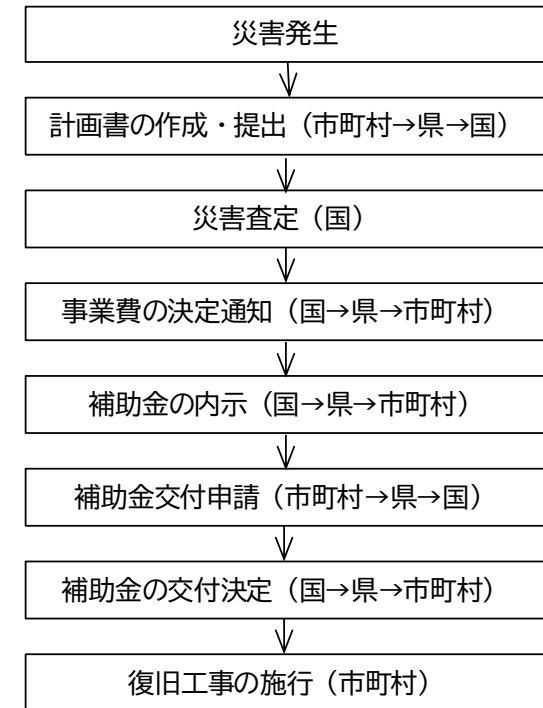
- 降雨、洪水、防風等（80mm/日以上、最大風速15m以上など）異常な天然現象により生じた災害
- 1箇所当たりの工事費が120万円以上

現年治山災害復旧事業（市町村営事業）

国庫補助事業

- 1 事業内容
令和7年8月大雨災害により被災した治山施設の災害復旧を行う。
- 2 支援内容
 - 1) 被災施設の災害復旧
被災した治山施設（市町村管理）の災害復旧工事に対する補助
- 3 支援対象者
市町村
- 4 事業実施主体
市町村
- 5 負担割合 国 65/100
- 6 問合せ先
熊本県農林水産部森林局 森林保全課
☎096-333-2452

<事業フロー>



事業フロー、要件等

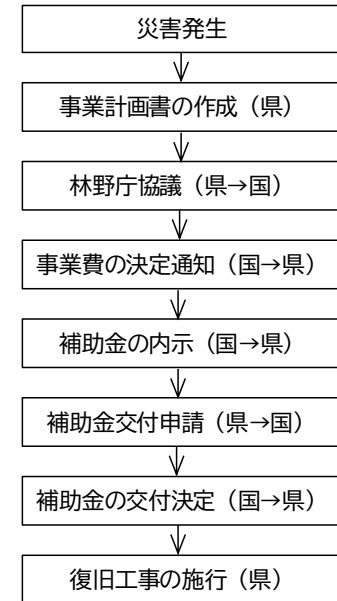
- 1 事業フロー
右上図を参照
- 2 事業要件
次のすべての条件を満たすもの
 - 降雨、洪水、防風等（80mm/日以上、最大風速15m以上など）異常な天然現象により生じた災害
 - 1箇所当たりの工事費が40万円以上

治山事業

国庫補助事業

- 1 事業内容
山地災害発生の高危険性荒廃林地等における治山施設の設置による事前防災・減災対策を実施する。
- 2 支援内容
治山施設の設置などの治山対策を実施
- 3 事業実施主体
県
- 4 負担割合
国 1／2等、県 1／2等
- 5 問合せ先
熊本県農林水産部森林局 森林保全課
☎096-333-2452

<事業フロー>



事業フロー、要件等

- 1 事業フロー
右上図を参照
- 2 事業要件
代表的には、復旧治山、予防治山がありますが、治山事業のメニューは多岐にわたり、メニューごとに要件が異なることから、詳細は7の問合せ先へお尋ねください。

森林環境保全整備事業

国庫補助事業

- 1 事業内容
森林作業道の復旧に対する補助。
- 2 支援内容
間伐等を実施するために必要となる森林作業道の復旧に要する経費に対して支援を行う。
- 3 支援対象者
地方公共団体、森林組合等、森林整備法人、NPO法人、森林所有者、森林経営計画の認定を受けた者
- 4 事業実施主体
上記3と同じ
- 5 負担割合 国 3／10、県 1／10
- 6 留意事項
県が作成した森林作業道作設指針に適合する路線の復旧が対象
- 7 問合せ先
熊本県農林水産部森林局 森林整備課
☎096-333-2434



水産業成長産業化沿岸地域創出事業

国庫補助事業

1 事業内容

令和7年8月の大雨の影響により被害を受けた漁船や漁具等について、リース方式による導入を支援する。

2 支援内容

- 1) 漁船（漁船の取得、改修費用、船体、機関、設備関係）
被災した漁船の代船について、リース方式による導入
- 2) 漁具（漁網、漁具、これらの設置費等）
被災した漁具について、リース方式による導入

3 支援対象者

被災を機に、収益性の向上と適切な資源管理を両立させる浜の構造改革に取り組む漁業者

4 事業実施主体

熊本県リース協会

5 負担割合

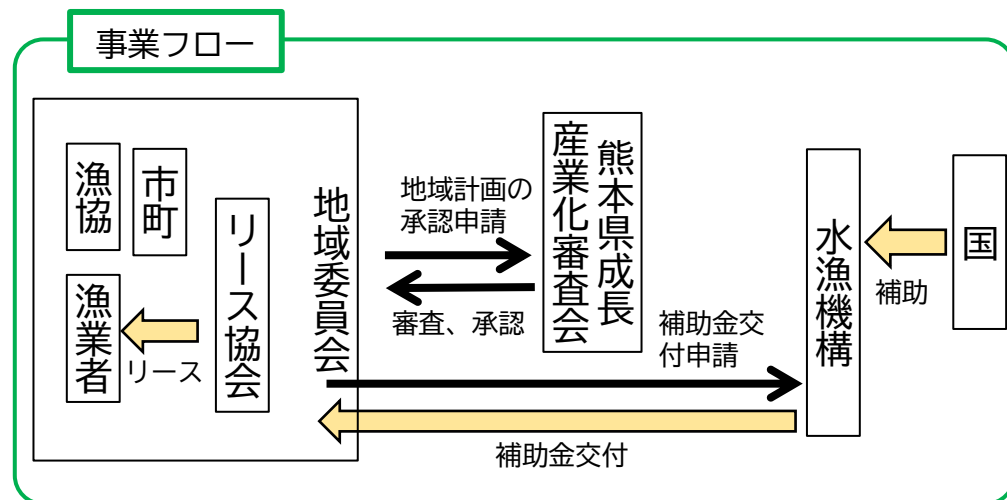
国 1/2（漁業者：補助残分のリース料の返還）

6 留意事項

- ・ 地域委員会の設立、
 - ・ 地域計画の策定、
 - ・ 資源管理計画の策定（漁業改善計画）
- が必要

7 問合せ先

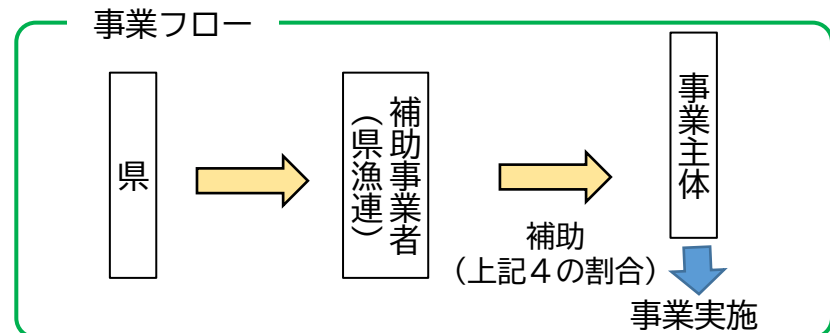
熊本県農林水産部水産局 水産振興課
☎096-333-2457



漁民の森づくり事業

県事業

- 1 事業内容
令和7年8月の大雨により、海域を漂流又は海岸に漂着した流木等の回収・処分への支援。
- 2 支援内容
海域を漂流又は海岸に漂着した流木等の回収・処分
- 3 支援対象者
熊本県漁業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業者等の組織する団体
- 4 事業実施主体
(1) 補助事業者 熊本県漁業協同組合連合会
(2) 事業主体 熊本県漁業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業者等の組織する団体（ただし、非営利団体としての規約等があり、総会が開催されていること）
- 5 負担割合
2,000千円以下は県10分の10
3,000千円以下の2,000千円を超える分は県10分の7、事業主体10分の3
- 6 留意事項
本事業を活用できる団体は、水とみどりの森づくり税関連事業（上下流連携森林整備促進事業及び水とみどりの森づくり活動支援事業）により植栽等を実施した団体又は実施しようとしている団体であること
- 7 問合せ先
熊本県農林水産部水産局 水産振興課
☎096-333-2455

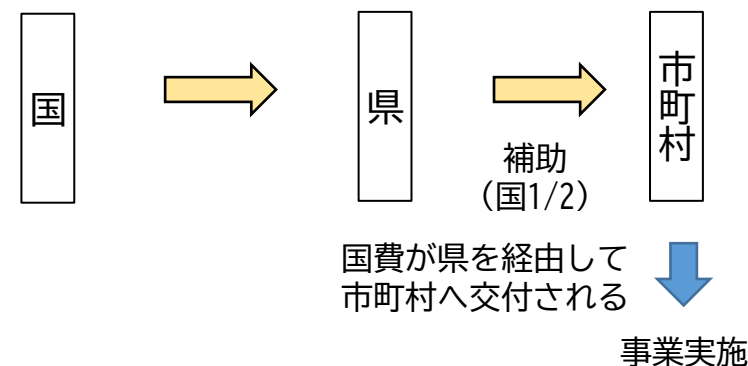


災害関連大規模漂着流木等処理対策事業費（市町村管理漁港補助）

国庫補助事業

- 1 事業内容
異常な天然現象により、市町村管理漁港海岸に漂着した流木等の処理を行う。
- 2 支援内容
漁港海岸に漂着した流木等の回収・処分
- 3 事業実施主体
市町村
- 4 負担割合 国 1 / 2、市町村 1 / 2
- 5 留意事項
応急対策を実施する場合、被災の状況、事業の実施状況、処理量等を確認できるよう、写真等の資料整理が必要
- 6 問合せ先
熊本県農林水産部水産局 漁港漁場整備課
☎096-333-2465

事業フロー



災害関連大規模漂着流木等処理対策事業費

国庫補助事業

1 事業内容

異常な天然現象により、県管理漁港海岸に漂着した流木等の処理を行う。

2 支援内容

漁港海岸に漂着した流木等の回収・処分

3 事業実施主体

県

4 負担割合

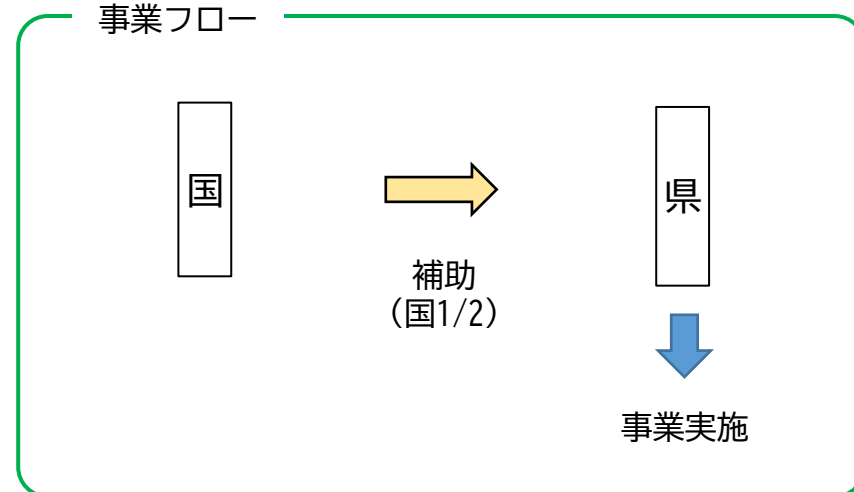
国 1/2、県 1/2

5 問合せ先

熊本県農林水産部水産局 漁港漁場整備課

☎096-333-2465

事業フロー



海域漂流・海岸漂着物地域対策事業

国庫補助事業

1 事業内容

異常な天然現象により河川等から流木や葦等のごみが海域へ流入したことに伴い、環境保全及び船舶の安全確保等を図るため、海域漂流物の回収・処分を行うとともに、漂流物対策フェンスを設置する。

2 支援内容

1) 漁業者による海域漂流物の回収・処分

全県海域での海域漂流物の回収・処分を実施（熊本県漁連に委託）

2) 白川河口域等への漂流物対策フェンスの設置・管理

白川河口域等への漂流物対策フェンスの設置及び維持管理を実施（関係漁協に委託）

3 事業実施主体

県

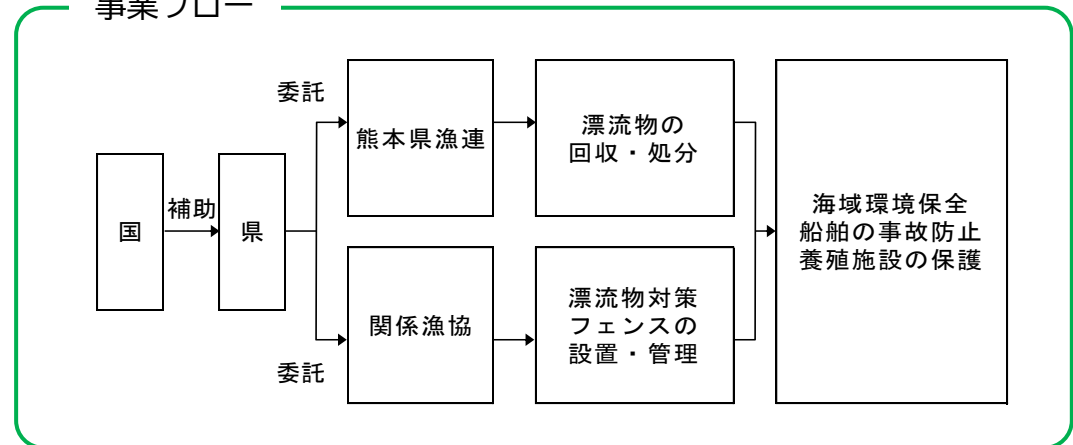
4 負担割合

国 8/10、県 2/10

5 問合せ先

熊本県農林水産部水産局 漁港漁場整備課
☎096-333-2463

事業フロー



現年漁港漁場災害復旧費

国庫補助事業

1 事業内容

異常な天然現象により、被災した漁港施設及び海岸施設の復旧を行う（流木等の処理を含む）。
（公共土木施設の災害復旧事業費について定められた負担法に基づく）

2 支援内容

被災した漁港施設及び海岸施設の復旧

3 事業実施主体

県、市町村

4 負担割合

（県事業） 国 2／3、 県 1／3

（市町村事業） 国 2／3、 市町村 1／3

※激甚指定に伴う補助率のかさ上げ措置あり。ただし、補助率は被災状況等により異なる

【参考】激甚指定された場合の過去5箇年の実績補助率平均 国：83%

5 問合せ先

熊本県農林水産部水産局 漁港漁場整備課

☎096-333-2466

事業フロー、要件等

